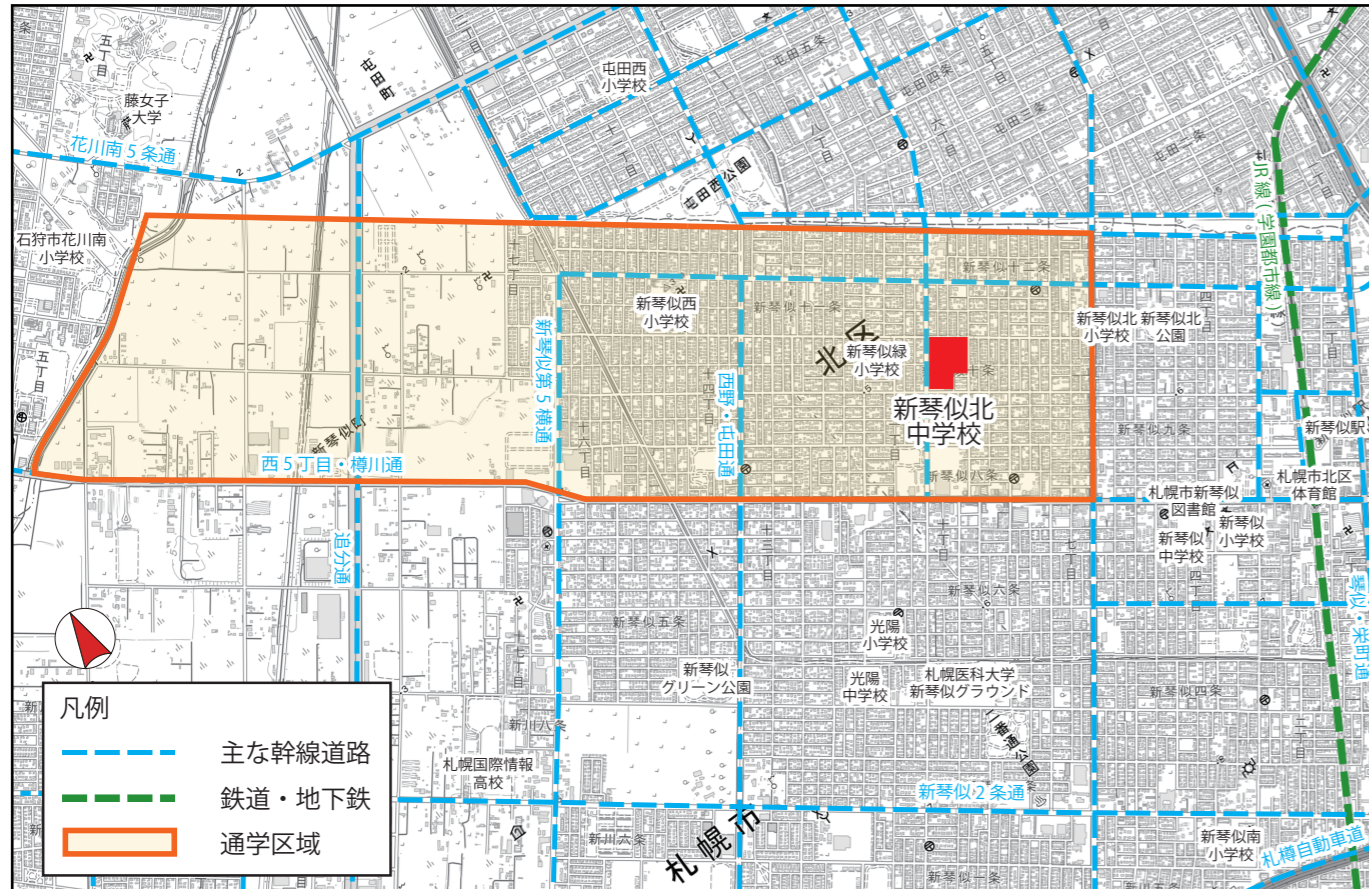




■計画地

住 所：札幌市北区新琴似 10 条 10 丁目 2 番 46 号  
 敷地面積：19,297 m<sup>2</sup>  
 用途地域：第一種低層住居専用地域

■通学区域



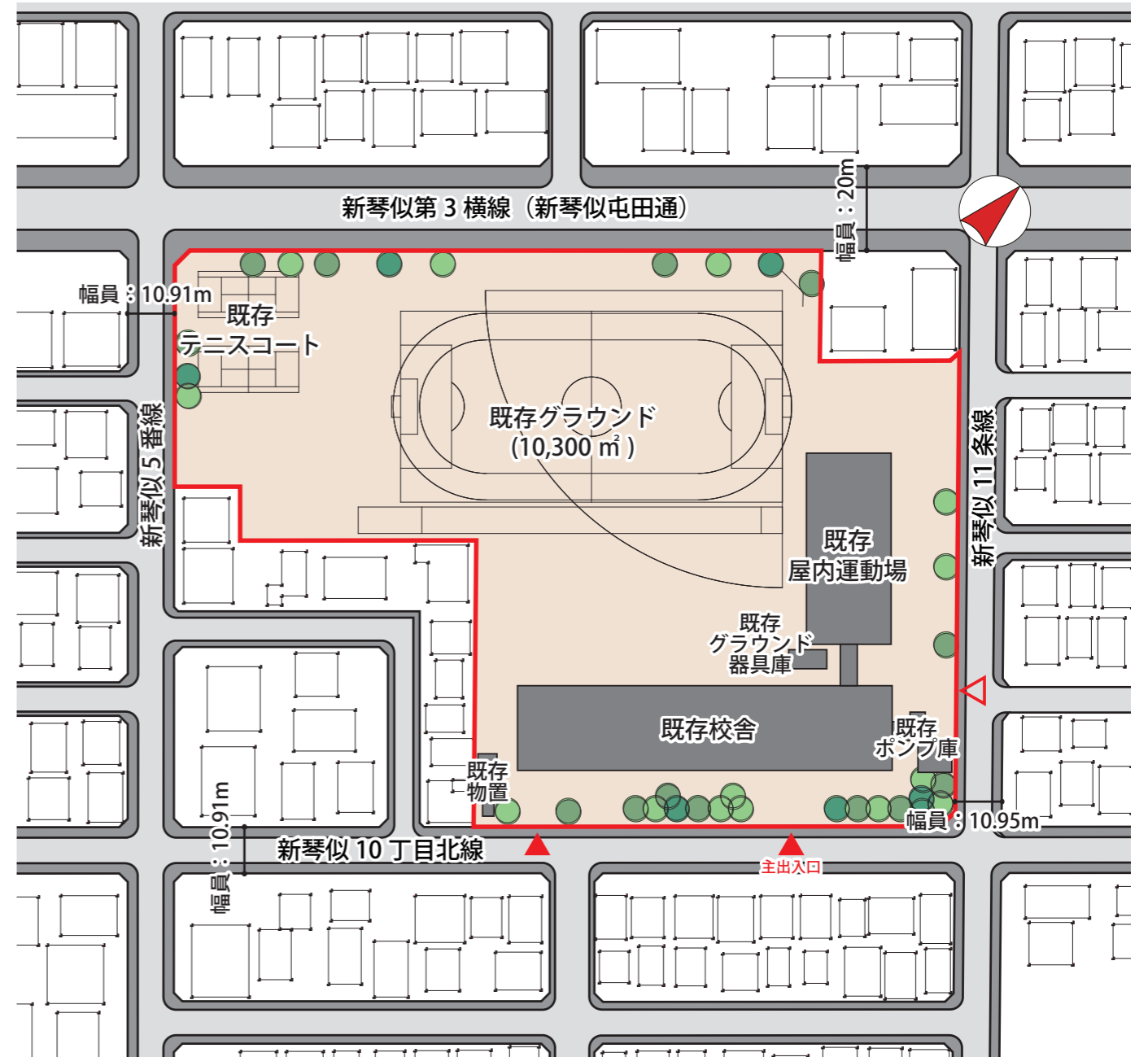
新琴似 8 条 7 丁目～17 丁目	789 番地～790 番地
新琴似 9 条 7 丁目～16 丁目	792 番地～796 番地
新琴似 10 条 7 丁目～17 丁目	998 番地
新琴似 11 条 7 丁目～17 丁目	1001 番地～1029 番地
新琴似 12 条 7 丁目～17 丁目	1031 番地～1032 番地
新琴似町	1034 番地～1035 番地
766 番地	1152 番地～1180 番地
769 番地～770 番地	
774 番地～775 番地	
778 番地～780 番地	
784 番地～786 番地	

■周辺道路

北西側：都市計画道路	新琴似第 3 横線（新琴似屯田通）	幅員 20.00m
北東側：札幌市道	新琴似 11 条線	幅員 10.95m
南西側：札幌市道	新琴似 5 番線	幅員 10.91m
南東側：札幌市道	新琴似 10 丁目北線	幅員 10.91m

■現況敷地及び建物

- ・現在の校舎は、昭和 47 年に鉄筋コンクリート造地上 4 階建てで建設しています。
- ・屋内運動場は、昭和 48 年に建設しています。
- ・校舎の主出入口は南東側となっています。



【 既存建物配置 】

■施設計画概要

	既存	改築	
校舎	6,960 m <sup>2</sup>	6,234 m <sup>2</sup>	※給食室 350 m <sup>2</sup> を含む
屋内運動場	1,057 m <sup>2</sup>	1,337 m <sup>2</sup>	※体育館開放用施設 100 m <sup>2</sup> を含む
武道場	0 m <sup>2</sup>	250 m <sup>2</sup>	

■施設諸室

①校舎

- ・普通教室：11 教室 + ワークスペース
- ・特別支援学習室：2 教室 + プレイルーム
- ・特別教室：13 教室  
第 1 理科室、第 2 理科室、第 1 音楽室、第 2 音楽室、美術室、技術室、被服室、調理室  
図書室、特別活動室、教育相談室、進路指導室、心の教室
- ・多目的室：3 教室  
多目的室、ICT 対応、少人数対応
- ・管理諸室  
校長室、職員室、印刷室、保健室、用務員室、会議室、職員更衣室（男女別）、厨芥庫  
塵芥庫、リサイクル庫、教材室、物品庫、除雪機置場 等
- ・その他  
昇降口、PTA 室、ポンプ室、機械室、給食室、配膳車置場、エレベーター  
トイレ（男子用、女子用、多目的、職員用）  
※特別活動室、会議室は普通教室に転用可能な配置とする。

②屋内運動場

アリーナ、器具庫、更衣室（男女別）、体育準備室、開放用玄関、指導員控室

③武道場

④屋外環境施設

グラウンド用屋外物置

■配置計画案の前提条件

「札幌市小・中学校施設整備基本設計指針」、「札幌市立新琴似北中学校改築基本計画」及び敷地の周辺環境や現状建物の配置から、施設配置計画を進めるための前提条件を整理します。



安心・安全



経済性



周辺環境との調和



工期・施工計画



屋外施設（グラウンド）

1) 安心・安全で機能的な学校

- ・給食運搬車、管理車両の動線と生徒の動線を分離します。
- ・屋内運動場は緊急避難施設としての機能性に配慮します。

2) 周辺環境との調和

- ・周辺環境への日影が最小限となるよう配慮した校舎とします。
- ・普通教室及び特別支援学習室は日照に配慮し、南面・東面からの採光可能な配置とします。

3) 屋外施設

- ・グラウンドは現状程度の面積を確保します。

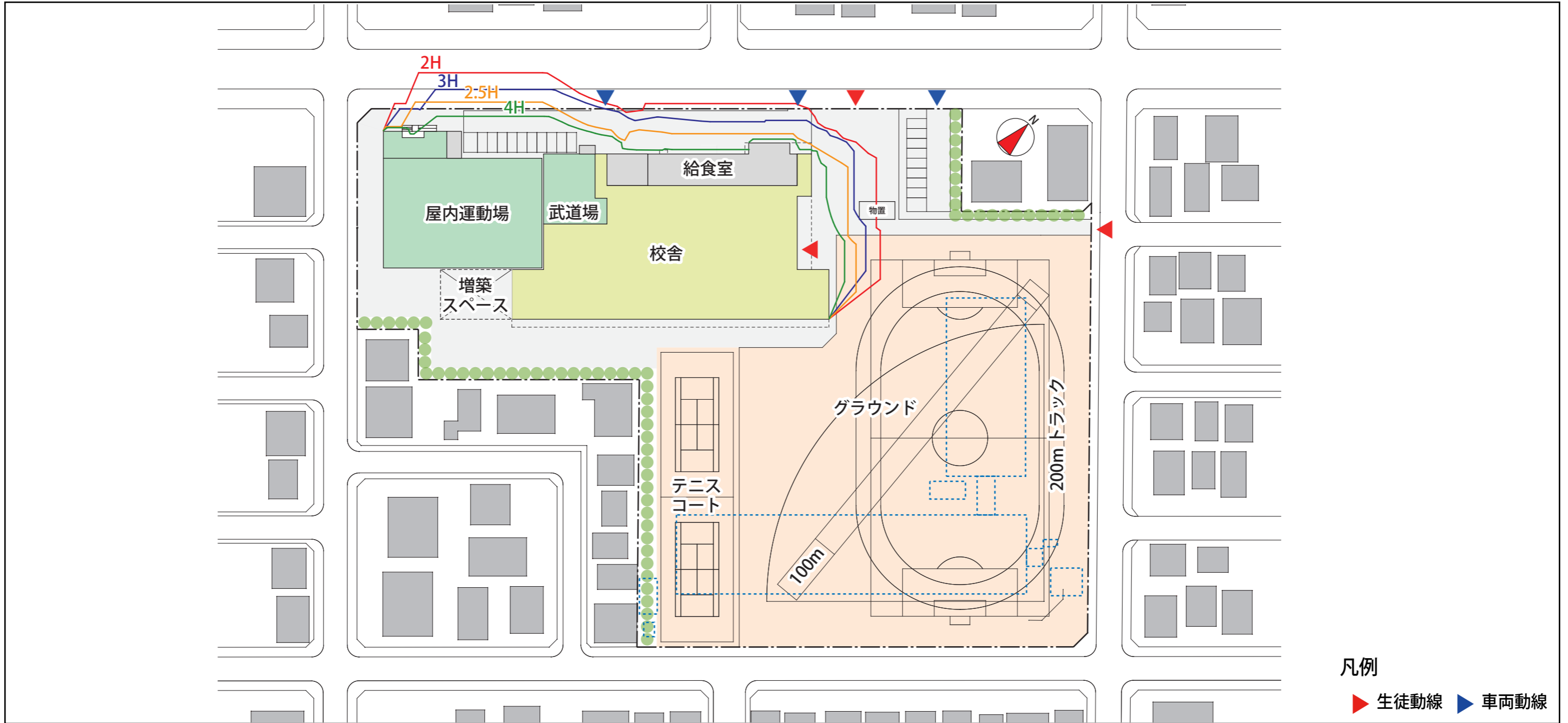
4) 経済性

- ・仮設校舎の有無、工事規模、階数など、経済性に配慮した配置とします。

5) 工期・施工計画

- ・生徒の学習、活動への影響が最小限となるよう配慮した工期、施工計画とします。
- ・工事中の生徒への安全性を確保した工期、施工計画とします。

改築案



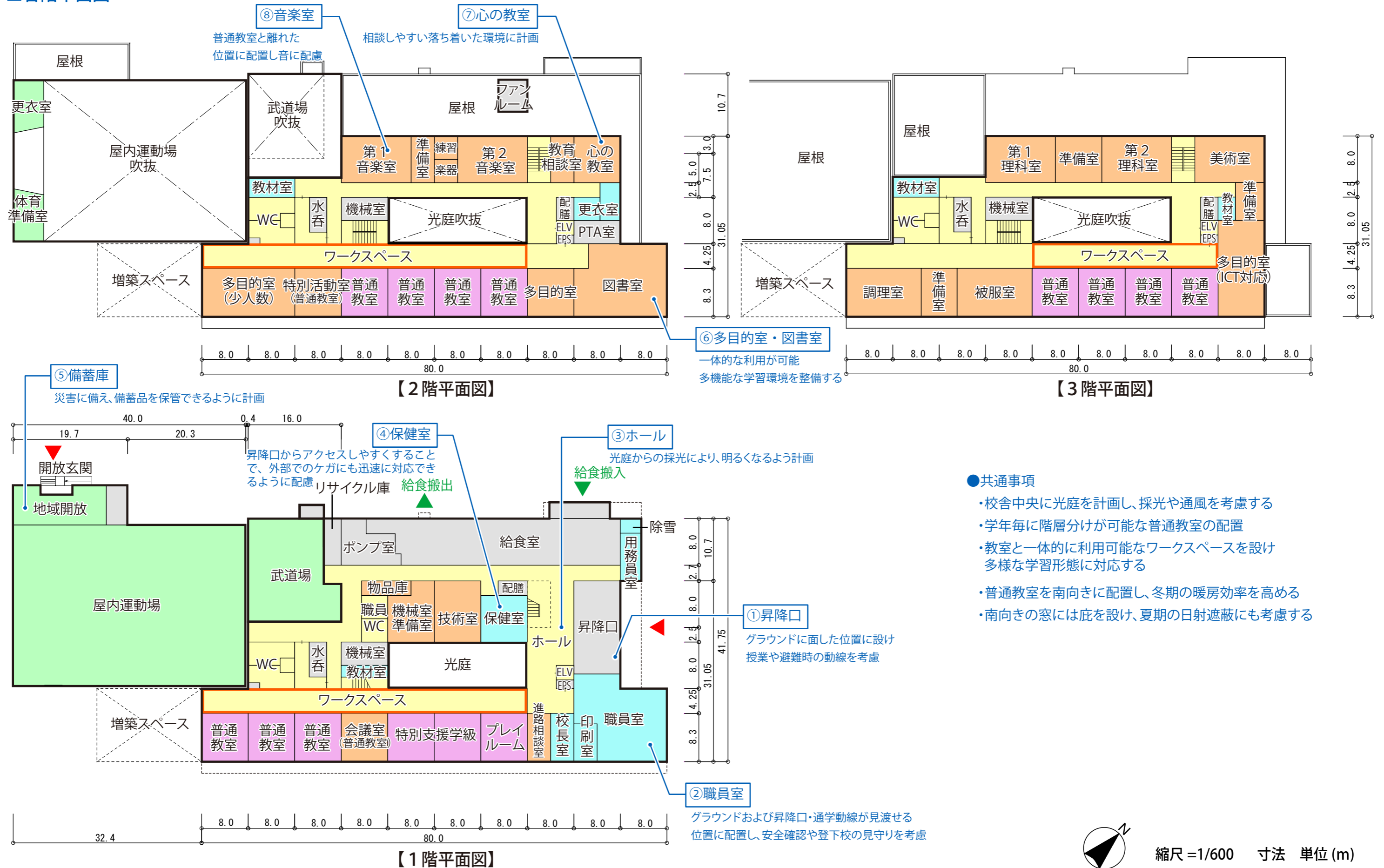
凡例

▶ 生徒動線 ▶ 車両動線

■工事工程表

2025 (R7)												2026 (R8)												2027 (R9)												2028 (R10)											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
改築工事																																															
																								解体工事												グラウンド整備工事											
												全体工程・グラウンド使用制限：3年9ヶ月（工事期間中はグラウンド使用不可）																																			

■各階平面図



■完成イメージ図

改築案



※イメージ図のため、実際と異なる場合があります